

一般社団法人日本コミュニティ放送協会定款

施行：平成23年6月10日

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本コミュニティ放送協会と称し、英語表記では当法人は Japan Community Broadcasting Association [略称 J C B A] という。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、コミュニティ放送協会の社会的使命に鑑み、コミュニティ放送事業者の相互啓発と協議により放送倫理の向上を図るとともに、コミュニティ放送事業者の共通問題の解決を推進することによりコミュニティ放送の健全な発達・普及を促進し、もって地域の振興と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 コミュニティ放送における放送倫理の確立と高揚のための施策推進のための情報収集
- 二 コミュニティ放送事業者相互の連絡と共通問題の処理
- 三 コミュニティ放送に関する調査、研究及び開発
- 四 コミュニティ放送事業に関する著作権処理及び共通問題に関し、関係機関との連絡及び折衝
- 五 コミュニティ放送に関する普及啓発、宣伝及び情報の収集並びに広報
- 六 コミュニティ放送事業に従事する者の教育、訓練及び研修
- 七 コミュニティ放送事業に関するイベントの企画、運営、開催
- 八 コミュニティ放送事業に関する放送番組の企画、制作
- 九 コミュニティ放送の広告代理業
- 十 コミュニティ放送事業関係者の親睦及び融和
- 十一 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

## 第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同するコミュニティ放送免許を受けた法人、それに準ずる団体で、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

- 2 社員の他に、当法人の事業に賛同する前項以外の法人を賛助会員とする。
- 3 社員の資格については別途細則を定める。

(社員の氏名及び住所)

第6条 社員の氏名及び住所は、別紙のとおりである。

(社員資格の取得)

第7条 新たに社員になろうとする者は、所定の申込書により各地区協議会会長に入会申込みを行い、各地区協議会長から理事会に諮ったのち、総会の承認を得なければならない。但し、理事会で承認された者は社員総会までの期間は議決権を有さない準社員とする。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の経費を支弁するため社員総会で定める額を支払う義務を負う。会費等に関する細則は別途定める。

(退 社)

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第10条 社員が次の各号いずれかに該当するときは、社員総会において正社員の半数以上が出席し社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を付し通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 第8条に定める経費を3ヶ月以上支払わなかったとき。
- 二 この定款または規則に違反したとき。
- 三 この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 四 その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第11条 前2条のほか、社員は、次の各号に該当する場合には、社員資格を喪失する。

- 一 第8条に定める経費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき
- 三 解散したとき

## 第4章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、総ての社員を持って構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の入社及び除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- 五 事業計画書及び収支予算書の承認
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎年一回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より14日前迄に、社員に対し、会議に付すべき案件並びに招集の場所及び日時を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2に当たる多数を持って行う。
  - 一 社員の除名
  - 二 監事の解任
  - 三 定款の変更
  - 四 解 散
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するときは、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名以内うち代表理事1名、副代表理事4名以内、常務理事1名
- (2) 監 事 3名以内

(役員を選任及び資格)

第21条 理事及び監事は、社員総会で社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事は各地区協議会から1名を推薦し、社員総会の承認後に就任する。
- 3 代表理事は、理事の中から互選し、社員総会の承認後に就任する。
- 4 副代表理事は、代表理事が理事の中から指名し、社員総会の承認後に就任する。
- 5 監事は、理事会が指名した者を社員総会の承認後に就任する。
- 6 役員に関する細則は別途定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、業務を統括する。

- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 5 業務執行理事は、3か月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6款（監事）に規定する職務を行う。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、就任後2年内の、監事の任期は就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会終結の時までとする。

任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事任期の残存期間と同一とする。任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期残存期間と同一とする。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(顧問の設置)

第27条 当法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、当法人の目的達成に必要な重要事項について、代表理事の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、学識経験者及び当法人に功労のあった者から代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。

(相談役の設置)

第28条 当法人は、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、当法人の運営上の重要な問題について助言をする。
- 3 相談役は、学識経験者及び当法人に功労のあった者から代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 相談役の任期は、2年とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、総ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
  - (1) 総会に上程すべき事項

- (2) 社員の入社及び退社
- (3) 委員会の設置
- (4) その他、代表理事が必要と認める事項

- 二 理事職務の執行の監督
  - 三 常務理事の選任及び解任、監事の指名
- (招 集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。  
理事会を招集するには、会日の14日前迄に、各理事に対して、会議に付すべき案件並びに招集の場所及び日時を理事に通知する。但し、緊急の場合はこの限りではない。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数もって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の要件を満たした時は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会の設置)

第34条 理事会は、委員会を置く。

- 2 各委員会の組織、職務等に関する細則は別途定める。

## 第7章 地区協議会

(構 成)

第35条 当法人に、地区協議会を置く。

- 2 地区協議会の運営は、各地区協議会において会費を徴収し、運営する。
- 3 地区協議会の組織等については、細則を別途定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第36条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

(事務局長及び職制)

第37条 事務局に事務局長1名及び必要な職員をおく。事務局長は事務局を総括する。

- 2 事務局長は理事会の承認を経て任免する。
- 3 事務局職制は、理事会の承認を経て別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、該当事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第10章 基金

(基金の拠出)

- 第40条 当法人は、社員に対し「一般社団・財団法人法」第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

- 第41条 基金の募集・割り当て・払い込みの手續、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規定によるものとする。

(基金拠出者の権利)

- 第42条 基金を拠出した社員が退社をしたとき、又は当法人が解散したときに、基金の返還を受ける権利を有する。
- 2 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託にすることはできないものとする。

(基金返還の手續)

- 第43条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき「一般社団・財団法人法」の第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。
- 2 基金の返還手續については、理事会の決議により定めるものとする。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第45条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第12章 公告

(公告の方法)

- 第46条 当法人の公告は、官報に掲載する。

## 付 則

(雑 則)

第47条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規制その他の法令によるものとする。

## 附 則

この定款は、平成23年6月10日から施行する。

社員の氏名及び住所一覧

会員№	社員名	本社住所
1	函館山ロープウェイ(株)	函館市元町19-7
2	(株)エフエムもりぐち	守口市河原町8-22 守口文化センター内
3	(株)エフエム豊橋	豊橋市小畷町596
4	逗子・葉山コミュニティ放送(株)	逗子市池子2-5-6
5	(株)旭川シティネットワーク	旭川市3条7(買物公園) ヨシタケパークビル3F
6	エフエム・サン(株)	坂出市京町1-6-37
7	浜松エフエム放送(株)	浜松市中区鍛冶町100-1 ササシティ浜松中央館4F
8	(株)湘南平塚コミュニティ放送	平塚市宝町3-1 平塚MNプラザ
9	(株)エフエム新津	新潟市秋葉区新津東町2-5-6
10	(株)エフエムくしろ	釧路市春採7-1-24 コーチャンフォー釧路店2F
11	横須賀エフエム放送(株)	横須賀市大滝町2-20
12	(株)おびひろ市民ラジオ	帯広市東2条南11-1
13	(株)エフエムおびひろ	帯広市東1条南8-2 十勝毎日新聞社ビル4F
14	鎌倉エフエム放送(株)	鎌倉市長谷1-14-10 3F
15	(株)エフエムむさしの	武蔵野市吉祥寺本町1-10-7
16	山形コミュニティ放送(株)	山形市本町2-4-14
18	(株)柏崎コミュニティ放送	柏崎市日石町2-1
19	(株)ながのコミュニティ放送	長野市新田町1485-1 1F
20	エフエム宇治放送(株)	宇治市宇治琵琶45-13
21	(株)京都リビングエフエム	京都市伏見区京町大黒町115-3
22	箕面FMまちそだて(株)	箕面市船場東2-5-47
24	(株)えふえむ・エヌ・ワン	野々市市高橋町24-2
26	(株)仙台シティエフエム	仙台市若林区土樋103
27	(株)コミュニティエフエムはまなす	岩見沢市有明町南1-20
28	エフエム高松コミュニティ放送(株)	高松市常磐町1-6-9
29	(株)熊本シティエフエム	熊本市中央区辛島町8-23 桜ビル2F
30	(株)ラジオかなざわ	金沢市南町2-1 北國新聞会館15F

社員の氏名及び住所一覧

会員№	社員名	本社住所
31	藤沢エフエム放送(株)	藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階
33	(株)エフエムしみず	静岡市清水区日の出町10-80 清水マリンターミナル2F
34	かわさき市民放送(株)	川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス
35	(株)エフエムびざん	徳島市山城町東浜傍示1-1
36	(株)エフエムわっかない	稚内市富岡1-1-2 稚内市生涯学習総合支援センター2F
37	(株)札幌コミュニティ放送局	札幌市中央区宮の森1条11-3-1
38	(株)エフエム小樽放送局	小樽市入船4-9-1
39	(株)エフエムふくやま	福山市西町2-10-1 福山商工会議所ビル1F
40	(株)エフエム萩	萩市大字江向451
41	福島コミュニティ放送(株)	福島市置賜町8-8
42	(株)いわき市民コミュニティ放送	いわき市平字大町5-1
43	(株)エフエムさがみ	相模原市中央区相模原6-20-1
44	(株)エフエム会津	会津若松市栄町2-14 レオクラブガーデンスクエア5F
46	公益財団法人 尼崎市文化振興財団	尼崎市昭和通2-7-16
47	(株)ラジオこまつ	小松市園町ホ91-1
48	(株)エフエムちゅうおう	大阪市中央区難波千日前12-7
49	(株)ラジオななお	七尾市生駒町2 北國新聞社七尾支社内
50	(株)エフエム三木	三木市上の丸町10-30
51	(株)ラジオたかおか	高岡市広小路1-15
52	伊丹まち未来(株)	伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商工プラザ1F (エフエムいたみ)
53	(株)エフエムくらしき	倉敷市白楽町520-28
54	(株)けんと放送	新潟市中央区天神1-1 プラザ3
56	(株)岡山シティエフエム	岡山市北区中山下2-5-50
57	(株)エフエムひらかた	枚方市岡東町12-1-201
59	(株)エフエム茶笛	入間市高倉5-17-27
61	水戸コミュニティ放送(株)	水戸市酒門町1261-6
62	(株)エフエム・キタ	大阪市北区梅田2-5-25 ハービスPLAZA3F

## 社員の氏名及び住所一覧

会員No	社員名	本社住所
63	(株)エフエム甲府	甲府市酒折2-4-5
64	(株)ラジオ高崎	高崎市八島町265
65	(株)いとまんコミュニティエフエム放送	糸満市字兼城589-1
66	葛飾エフエム放送(株)	葛飾区立石5-13-1
67	(株)エフエムとよひら	札幌市豊平区平岸2条5-2-14 第5平岸グランドビル2F
68	エフエムベイエリア(株)	塩釜市海岸通8-18
69	大和ラジオ放送(株)	大和市大和南1-8-1 YAMATO文化森203
70	石巻コミュニティ放送(株)	石巻市鑄銭場3-19 秋田屋ビル3F
72	(株)エフエムみしま・かんなみ	三島市大社町1-10 総合防災センター3F
73	富山シティエフエム(株)	富山市安住町2-14 8F
74	(株)飛騨高山テレ・エフエム	高山市名田町5-95-10 NHK放送会館2F
75	(株)エフエム岡崎	岡崎市羽根町字若宮30-1
76	(株)エフエムしばた	新発田市中央町5-8-47
77	(株)エフエムむつ	むつ市田名部町10-1
78	鹿児島シティエフエム(株)	鹿児島市紫原6-17-3
79	(株)エフエムやつしろ	八代市松江町355-5
80	沼田エフエム放送(株)	沼田市下之町888
81	(株)エフエム江戸川	江戸川区南小岩7-13-8
82	(株)新川コミュニティ放送	黒部市三日市20
83	(株)ラジオ・もりおか	盛岡市中ノ橋通1-1-21
84	(株)エフエム西東京	西東京市芝久保町5-8-2
85	(株)エフエム雪国	南魚沼市六日町106-1
87	エフエム浦安(株)	市川市八幡2-16-15 本八幡駅西口ビル803
88	さくらFM(株)	西宮市池田町9-7 フレンテ西館3F
89	(株)らむれす	札幌市西区八軒1条西1-1-26
90	(株)シティエフエム静岡	静岡市葵区七間町8-20 毎日江崎ビル6F
91	調布エフエム放送(株)	調布市小島町2-33-1 調布市文化会館たづくり3F

## 社員の氏名及び住所一覧

会員№	社員名	本社住所
92	(株)エフエムあやべ	綾部市西町1-65
95	やおコミュニティ放送(株)	八尾市光町2-3 アリオ八尾2F
96	(株)エフエムいわぬま	岩沼市三色吉字雷神7-1
97	エフエム伊東(株)	伊東市松川町5-10 伊東ふれあいセンター1F
98	南紀白浜コミュニティ放送(株)	西牟婁郡白浜町2397-3
100	中央エフエム(株)	中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン
101	(株)エフエム佐久平	佐久市佐久平駅東1-1
102	(株)エフエムたじま	豊岡市大手町4-5 アイティ7F
103	(株)エフエム小国	阿蘇郡小国町宮原1567-1
104	(株)コミュニティエフエム下関	下関市上田中町2-5-2
105	長岡移動電話システム(株)	長岡市今朝白1-8-18
106	(株)世田谷サービス公社	世田谷区用賀4-7-1 (エフエム世田谷)
107	エフエムぬまづ(株)	沼津市寿町8-28 メディアプラザ <sup>®</sup> (TOKAIケーブルネットワーク内)
109	燕三条エフエム放送(株)	燕市大曲3375 燕市交通公園内
110	(株)エフエムたじみ	多治見市新町1-23
111	(株)おおたコミュニティ放送	太田市東本町16-1
112	酒田エフエム放送(株)	酒田市中町2-5-19
113	秋田コミュニティー放送(株)	秋田市山王3-1-7 東キャンビル1F
114	ドリームスエフエム放送(株)	久留米市中央町35-20
115	(株)ビーエフエム	八戸市大字八日町8
116	(株)宮崎サンシャインエフエム	宮崎市大淀4-6-28 宮交シティ3F
117	(株)エフエムゆーとぴあ	湯沢市表町1-3-1
120	(株)エフエム熱海湯河原	熱海市上宿町9-5
121	尾道エフエム放送(株)	尾道市東御所町10-1
122	エフエム西大和(株)	生駒郡三郷町勢野西2-9-50
123	(株)シー・ティー・ワイ	四日市市本町8-2 (CTY-FM)
125	(株)ねむろ市民ラジオ	根室市花咲町3-5

## 社員の氏名及び住所一覧

会員No	社員名	本社住所	
126	(株)エフエムジャイコウウェブ	南津軽郡田舎館村大字高樋字八幡10	
127	(株)エフエム諫早	諫早市宇都町29-1	
128	東九州コミュニティー放送(株)	築上郡築上町大字椎田891-3	
130	アップルウェブ(株)	弘前市大字土手町31	土手町コミュニティパーク コミュニケーションプラザ3F
131	せんだい泉エフエム放送(株)	仙台市泉区中央1-7-1	地下鉄泉中央駅ビル3F
132	高知シティエフエムラジオ放送(株)	高知市大津乙324-1	高知中央高校内
134	(株)中国コミュニケーションネットワーク	広島市中区土橋町7-1	
135	(株)奈良シティエフエムコミュニケーションズ	奈良市餅飯殿町5	奈良もちいどのビル201
136	エフエムかしま市民放送(株)	鹿嶋市大字鉢形1527-1	
137	(株)エフエム宝塚	宝塚市逆瀬川1-11-1	アピア2-2F
138	エフエムとよた(株)	豊田市若草町3-32-8	
140	BTV(株)	都城市中町1街区7号	IT産業ビル9F
141	(株)エフエムとなみ	砺波市太郎丸2-129	
142	エフエム角田山コミュニティ放送(株)	新潟市西蒲区巻甲2670-1	
143	(株)姫路シティFM21	姫路市本町68	イーグレひめじB2F
144	軽井沢エフエム放送(株)	北佐久郡軽井沢町軽井沢1178-1 さわやかハット2F	
145	秋田椿台エフエム放送(株)	秋田市雄和椿川字奥椿岱194-15	
146	飯田エフエム放送(株)	飯田市常盤町41	
148	(株)エフエムなかそらち	滝川市新町2-10-47	
150	福井街角放送(株)	福井市田原1-13-6	フェニックスプラザ3F
151	FM21(株)	浦添市前田1-54-1	7F
152	今治コミュニティ放送(株)	今治市片原町1-100-3	はーばーりー2F
153	(株)シティエフエムぎふ	岐阜市神田町6-22	
155	(株)エフエムみやこ	宮古島市平良字下里581-2	1F
156	(株)エフエムきらら	宇部市新天町1-2-36	
158	横浜コミュニティ放送(株)	横浜市青葉区市ヶ尾町541-1	
160	(株)エフエムキャッチ	刈谷市野田町大ヒゴ1	

社員の氏名及び住所一覧

会員№	社員名	本社住所
164	(株)エフエムいずも	出雲市今市町743-22
165	レインボータウンエフエム放送(株)	江東区東陽5-15-8
166	喜多方シティエフエム(株)	喜多方市字通船場19
167	エフエム周南(株)	周南市大字久米3918
174	(株)エフエムもえる	留萌市船場町2-115-8
175	(株)ラジオふらの	富良野市本町2-27 コンシェルジュフラノ4F
177	(株)ぷらざFM	防府市栄町1-5-1 ルルサス防府1F
178	(株)FMながと	長門市仙崎網田322-2
182	(株)FMなかつ	中津市中央町1-4-5
184	富士コミュニティエフエム放送(株)	富士市吉原2-10-20
185	CityFMさいたま(株)	さいたま市浦和区高砂2-1-19
188	(株)エフエムとおかまち	十日町市本町6の1丁目71-2 越後妻有交流館キナーレ2F
189	(株)あいコミ	恵庭市緑町2-1-1
190	(株)尾張東部放送	瀬戸市栄町45 パルティセと1F
191	(株)エフエムなよろ	名寄市西13条南4-2 名寄市民文化センター EN-RAYホール 管理事務室内
192	(株)FMたまむら	佐波郡玉村町大字福島325-1
194	(株)アドバンスコープ	名張市箕曲中村18-2
195	笠岡放送(株)	笠岡市笠岡4295-6
196	愛知北エフエム放送(株)	犬山市西古券5
198	FM琉球(株)	那覇市おもろまち3-3-1 あっぷるタウン2F
201	(株)FM鳥取	鳥取市幸町71 鳥取市役所 市民交流センター内
205	(株)Mot.COMもとみや	本宮市本宮字九縄19-1 本宮市地域交流センター (MoCoステーション)内
206	エルシーブイ(株)	諏訪市四賀821
207	FM小田原(株)	小田原市荻窪300 小田原市役所1F
208	BAN-BANネットワークス(株)	加古川市加古川町粟津26-2
209	千里ニュータウンFM放送(株)	豊中市新千里東町1-4-2 千里ライフサイエンスセンター 10F
211	奥州エフエム放送(株)	奥州市水沢区佐倉河字東広町1-4

## 社員の氏名及び住所一覧

会員№	社員名	本社住所
214	(株)コミュニティエフエム	朝霞市東弁財1-7-24
216	(株)FM桐生	桐生市本町5-365-1 桐生ガスプラザ3F
218	(株)FMさせぼ	佐世保市本島町4-15 2F
220	知多メディアネットワーク(株)	東海市大田町下浜田165
221	(株)FMしまばら	島原市白土町1111
223	(株)FMはつかいち	廿日市市下平良2-2-1 ゆめタウン廿日市3F
225	京都FM丹波放送(株)	福知山市旭が丘111
226	特定非営利活動法人 エフエム和歌山	和歌山市塩屋5-5-43
229	室蘭まちづくり放送(株)	室蘭市みゆき町2-13-1 輪西多目的センター4F
230	FMなかしべつ放送(株)	標津郡中標津町東5条南1-1-13
231	(株)MID-FM	名古屋市中区新栄1-6-15
232	(株)FM島田	島田市中央町5-1 プラザおおるり3F
233	つくばコミュニティ放送(株)	つくば市吾妻3-10-5 寿美ビル104
237	(株)鈴鹿メディアパーク	鈴鹿市住吉町8947
238	(株)えふえむ草津	草津市草津2-10-21
239	(株)エフエム戸塚	横浜市戸塚区川上町91-1 モレラ東戸塚2F
241	沖縄ラジオ(株)	沖縄市上地1-1-1
245	FM TANABE(株)	田辺市宝来町8-21 泉ビル2F
246	かずさエフエム(株)	木更津市富士見1-2-1 アクア木更津2F
247	(株)FMうるま	うるま市石川赤崎2-20-1 うるま市IT事業支援センター2号館 FMスタジオ
250	(株)えふえむひたち	日立市幸町1-19-1 JWAY本社ビル1F
253	(株)登米コミュニティエフエム	登米市迫町佐沼字錦1-2
254	FMからつ(株)	唐津市南城内2-6
255	(株)DARAZコミュニティ放送	米子市法勝寺町70
258	えふえむ花巻(株)	花巻市大通り1-2-21
259	(株)エフエムとうみ	東御市田中202
262	(株)まえばしCITYエフエム	前橋市本町2-12-1 前橋プラザ元気21 1F

社員の氏名及び住所一覧

会員№	社員名	本社住所
273	宇和島ケーブルテレビ(株)	宇和島市丸之内5-4-7
274	(株)ニセコリゾート観光協会	虻田郡ニセコ町字中央通33 (Radio Niseko)
279	一般財団法人FM八女	八女市黒木町今1314-1
280	(株)ゆふいんラジオ局	由布市湯布院町川上1272-175
281	FMラインウェブ(株)	可児市広見7-90 ケーブルテレビ可児社屋4F
282	あづみ野エフエム放送(株)	安曇野市明科七貴6043
283	(株)ニューメディア	米沢市春日4-2-75
285	FMいちのみや(株)	一宮市本町3-6-1
288	特定非営利活動法人 たかはぎFM	高萩市春日町3-10 総合福祉センター 2F
289	FMはしもと(株)	橋本市東家4-11-4
291	西尾張シーエーティーワイ(株)	津島市百島町字観音坊83
294	(株)FM IS	伊豆市柏久保1304 オリエンタルマンション1F
296	宮古エフエム放送(株)	宮古市栄町3-35 キャトル5F
298	(株)ケーブルメディアワイワイ	日向市原町1-97-3 (エフエムひゅうが)
299	エフエムまつもと(株)	松本市筑摩1-11-30
300	特定非営利活動法人 まちの研究室	久慈郡大子町大字大子988
301	(株)エフエム御殿場	御殿場市川島田532-1
303	特定非営利活動法人 いなべエフエム	いなべ市北勢町阿下喜3083-1 北勢市民会館2F
304	(株)五所川原エフエム	五所川原市東町17-5
305	日本・アルカディア・ネットワーク(株)	長井市館町北6-27
306	国際ラジオ放送(株)	成田市東和田569 なるげや陶器ビル2F
307	(株)FMふじやま	南都留郡富士河口湖町船津 7339-1
308	特定非営利活動法人 だて観光協会	伊達市松ヶ枝町34-1 だて歴史の杜カルチャーセンター内
309	ケーブルテレビ(株)	栃木市樋ノ口町43-5
310	(株)楽天野球団	仙台市宮城野区宮城野2-11-6
311	上越ケーブルビジョン(株)	上越市西城町2-2-27
313	(株)エフエム富士五湖	富士吉田市中曽根4-10-26

## 社員の氏名及び住所一覧

会員№	社員名	本社住所
314	特定非営利活動法人 エフエムなとり	名取市増田字柳田385-3
315	一般財団法人有本積善社	京都府舞鶴市円満寺158-6 舞鶴市西市民プラザ 2F (FMまいづる)
316	デルタ電気工業(株)	宜野湾市我如古2-36-12 ぎのわんシティFM
317	エフエム魚沼(株)	魚沼市堀之内130
318	(株)有明ねっとこむ	大牟田市不知火町1-3-10
319	(株)FM東広島	東広島市西条下見6-6-23
320	学校法人国際学園	中郡大磯町国府本郷1805-2
321	特定非営利活動法人 安心安全ネットワークきずな	入間郡三芳町藤久保537-1 きずなステーション
322	社会福祉法人祥水園	五條市野原西3-3-41
323	(株)ラヂオ気仙沼	気仙沼市南町海岸1-11
324	(株)ふくろうエフエム	八千代市緑が丘2-2-10 秋葉ビル5F
325	(株)八王子エフエム	八王子市みなみ野4-33-1
326	(株)ハートネットワーク	新居浜市坂井町2-3-17
327	天草ケーブルネットワーク(株)	天草市港町9-1
328	(株)薩摩川内市観光物産協会	薩摩川内市鳥追町1-1 川内駅2F
329	(株)FMみはら	三原市円一町2-1-1
330	(株)FMおおつ	大津市山上町5-37 シャルム皇子山1階B
331	特定非営利活動法人八ヶ岳コ ミュニティ放送	北杜市小淵沢町上笹尾3409-2
332	(株)こぷろ須賀川	須賀川市中町12
333	(株)LIA	網走市潮見1-356-2
334	(株)エフエムしながわ	品川区戸越1-7-20 戸越台ビル
335	特定非営利活動法人たんばコ ミュニティネットワーク	丹波市氷上町市辺683
336	狛江ラジオ放送(株)	狛江市中和泉1-2-6
337	さいき市民放送(株)	佐伯市池船町21-5
338	ケーブルビジョン(株)	下野市祇園1-17
339	(株)FMよみたん	中頭郡読谷村喜名2346-11 読谷村地域振興センター3F
340	(株)横浜マリンエフエム	横浜市中区本牧町1-9

社員の氏名及び住所一覧

会員No	社員名	本社住所	
341	(株)つなぐほーむ	直方市古町10-7	(FMちよつくらじお)
342	株式会社FMいずのくに	伊豆の国市四日町772	韮山文化センター韮山時代劇場内
343	(株)アクティブレイン	千葉市中央区新宿2-2-5	1藤ビル4F
344	(株)小江戸FM	川越市脇田町17-1	JOY09ビルA館6階

## 社員資格に関する細則

### (正社員)

第1条 株式若しくは出資を有する法人、それに準ずる団体で、コミュニティ放送局の免許を受けた者を、定款第7条の手続きを経て、総会の承認後に議決権を有する正社員とする。

第2条 社員は、法人の代表者の氏名、役職等変更があった場合は、速やかに所定の書式により、協会へ変更届を行う。

### (準社員)

第3条 第1条に準ずる者で、議決権を有さない社員を準社員とする。

第4条 準社員の期間は、協会に入社した時から総会で承認を得るまでとする。

第5条 準社員は、総会で承認を得て、議決権を有する正社員となる。

第6条 準社員は、議決権を有さないことを除いては正社員と同等とする。

### (賛助会員)

第7条 協会の主旨に賛同する法人、又は団体で理事会の承認を受けた者を賛助会員とする。

第8条 賛助会員は、議決権を有さない。

第9条 賛助会員の入会申込は、協会に所定の申込書により、会社概要を添付の上、理事会に諮るものとする。

第10条 賛助会員は、法人の代表者若しくは当該部署の長を以って賛助会員となるが、協会の担当者は、法人の代表者若しくは部署の長が指定する者を登録することができる。

第11条 賛助会員は、定款第6条・第7条・第8条・第9条・第10条に準拠する。

## 役員に関する細則

- 第1条 11 地区協議会から推薦された社員1名が、総会の承認を得て理事となる。  
ただし、代表理事は4名以内の理事を推薦することができる。
- 第2条 理事は原則として社員である法人の代表者となる。
- 第3条 任期途中で理事を退任する場合は、理事会に報告、該当する地区協議会は新たに1名を推薦し、理事会の承認を受ける。
- 2 代表理事が推薦した理事が退任する場合も前項に準ずる。
  - 3 第1項で承認された理事候補者(新たに就任した理事)は、退任理事の役割を努め、総会の承認を得て、正式な理事となる。
- 第4条 理事は各地区で地区協議会を運営し、協会と地区との連携の緊密化に務める。
- 第5条 代表理事は理事の中から互選で決める。  
必要があれば理事による代表理事選考委員会を設ける。
- 第6条 副代表理事は、代表理事が理事の中から指名する。
- 第7条 代表理事の任期は、原則2期4年を上限とする。ただし、理事会において決議され、総会において承認された場合は、その限りではない。
- 第8条 代表理事が任期途中で任務を遂行できない場合は、副代表理事の内1名が次期総会開催時まで代行し、総会において、理事の補充と共に、代表理事を再選する。
- 第9条 常務理事は、代表理事が指名し、理事会に諮り、承認を得てなる。

## 会費等に関する細則

### 1 会費

- 第1条 会費の額は正社員、準社員ともに社員総会で定められたものとする。  
賛助会員は年額6万円とする。
- 第2条 会費の納入期日は、正社員は（5月末日、11月末日）の半期ごととする。  
準社員は、理事会において入社が承認された月より会費を負担する。  
（負担する会費は月割りとする。）納入期日は正社員と同様とする。  
賛助会員の納入期日については、年1回（5月末日）とする。
- 第3条 一度納入された会費は返還しない。
- 第4条 事故等により1ヶ月以上放送を休止した場合、理事会の承認により休止期間の会費を免除することができる。

### 2 音楽著作権並びにレコードの使用、著作隣接権に伴う使用料

- 第1条 一般社団法人日本音楽著作権協会・一般社団法人日本レコード協会・社団法人日本芸能実演家団体協議会に対する音楽著作権並びにレコードの使用、著作隣接権に伴う使用料は協定書に基づき協会が算定、徴収を代行し、各団体に支払うものとする。
- 第2条 正・準社員は、使用料を算出するため、年度ごとに所定の書式により放送事業収入報告書を提出するものとする。  
算出された使用料は協会の指定口座に11月末日までに納入するものとする。
- 第3条 本会の正・準社員には使用料の支払いを義務付けるものとする。
- 第4条 社員資格を喪失、または退社若しくは除名された場合は、一般社団法人日本音楽著作権協会・一般社団法人日本レコード協会・社団法人日本芸能実演家団体協議会ごとに個別の対応となる。

## 日本コミュニティ放送協会地区協議会に関する細則

### (地区組織の構成)

第1条 地区協議会は、北海道・東北・関東・信越・東海・近畿・北陸・中国・四国・九州・沖縄の11組織を設置する。

### (地区組織の名称)

第2条 この組織の名称は、その地区名称は「日本コミュニティ放送協会〇〇地区協議会」とする。(以下地区協議会という)

### (地区協議会の役員)

第3条 地区協議会は、会長・副会長を置く。地区協議会は理事1名を推薦する。

第4条 地区協議会の運営にあたって必要な役員を置くことができる。

### (地区協議会の運営)

第5条 地区協議会の運営経費にあたっては、地区協議会ごとに徴収する。

第6条 原則必要に応じて(年2回以上)会議を招集し、協会との連携並びに地区内の事業者間との連携を図る。

第7条 地区内の新規開局社が、協会への入会を希望する場合は、地区協議会が理事会へ申請する。

第8条 地区協議会ごとに規約を定め、1通を協会で保管するものとする。

第9条 その他、地区協議会の運営に必要な事項は、その都度地区協議会ごとに協議し、定める。

## 基金取扱い規定

### (基金の拠出)

第1条 協会は理事会の承認を得て、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

基金を引き受ける者の募集をする場合は、払込金額、払込期日を定める。

### (基金拠出者の権利)

第2条 社員は退社したとき、又は当法人が解散したときに、基金の返還を受けることができる。

### (基金の返還)

第3条 基金の返還は総会の承認を得て行うものとする。

第4条 基金の返還は社員が指定する口座に振り込むものとする。

第5条 返還する基金の額については、定款で定められたものとする。

2 定款第8条に定められた経費の負担義務の未払金を減ずるものとする。

### (基金利息)

第6条 基金の返還に関する債権には、利息は付与しない。

## 委員会規定

### (委員会の設置)

第1条 理事会の承認を得て、委員会を設置することができる。

### (委員)

第2条 委員会の委員には理事が就任する。

ただし、必要に応じ第三者が委員に就任することを妨げない。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は原則的に総務・事業・技術の三委員会とする。

ただし、委員会ごとに下部組織として検討会・チーム等を置くことができる。

- 2 各委員会に運営を担当する副代表理事を置く。
- 3 各委員会に担当事務局職員を置く。

### (委員会の役割)

第4条 各委員会は懸案事項を協議検討し、その結果を理事会に報告、提案する。